

青梅駅周辺景観形成基準における配慮内容（届出の様式）

1 建築物の新築、増築、改築、移転、除去または意匠の変更に関する配慮事項

(1) 青梅駅前地区（本町の一部）

青梅駅周辺景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	
外壁の位置・規模	街なみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。	
形態	周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないようにする。また、周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。	
用途	駅前通りに面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力を高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。	
意匠	色彩	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮する。小面積に用いるアクセント色は、基調色との相性の良い色を、全体の意匠の中でのバランスよく使い、風情のある街なみを創出する。
	屋根・軒 外壁・建具	各建物の全体デザインを尊重し、風情のある街なみを創出する。
建築設備等の位置・形態	屋外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、若しくは建物本体と一体的なデザインに努め違和感のないよう修景を図る。	

(2) 本町周辺地区（住江町、本町、仲町の一部）

青梅駅周辺景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	
外壁の位置・規模	街なみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。	
形態	周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないようにする。また、周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。	
用途	青梅街道に面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力を高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。	
意匠	色彩	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮する。小面積に用いるアクセント色は、基調色との相性の良い色を、全体の意匠の中でのバランスよく使い、風情のある街なみを創出する。
	屋根・軒 外壁・建具	各建物の全体デザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。
建築設備等の位置・形態	屋外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、若しくは建物本体と一体的なデザインに努め違和感のないよう修景を図る。	
付帯駐車場の位置・形態	青梅街道に面して設ける駐車場や車庫は、歴史的景観に配慮した修景を図る。	

(3) 青梅宿地区（西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町の一部）

青梅駅周辺景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	
外壁の位置・規模		
形態		
意匠	色彩	
	屋根・軒 外壁・建具	
建築設備等の位置・形態		
付帯駐車場の位置・形態		

2 工作物の新設、増設、改造、移転、除去または意匠の変更に関する配慮事項（青梅駅周辺景観形成地区内共通）

青梅駅周辺景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	
形態	周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。	
色彩	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮し、周辺に溶け込み目立たない着色等を工夫する。	

3 広告物の表示、設置、改造、移転、除去または変更に関する配慮事項（青梅駅周辺景観形成地区内共通）

青梅駅周辺景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	
広告物	広告物は必要最小限の大きさとし、建物全体のデザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。	

4 土地の区画形質の変更または土地利用の変更に関する配慮事項（青梅駅周辺景観形成地区内共通）

青梅駅周辺景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	
土地の区画形質、土地利用	歴史的景観を損なわないものとする。	

5 石積みおよび樹木の設置または除去に関する配慮事項

(青梅駅周辺景観形成地区内共通)

青梅駅周辺景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	
石積み、樹木	歴史的景観を損なわないものとする。	

6 自動販売機の設置に関する配慮事項

(青梅駅周辺景観形成地区内共通)

青梅駅周辺景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	
自動販売機	歴史的景観を損なわない意匠とする。	

基準以外で特に景観に配慮した事項

--